

## 代理投票・点字投票

病气やけがなどにより自分で候補者の氏名を書きことができない方や、目が不自由で点字投票を希望される方は、投票所の係員に申し出てください。

※投票の際はご本人に投票所までお越しいただくことが必要です。

## 選挙公報の配布

候補者の政見などを記載した選挙公報は、新聞折り込みにより各世帯へ配布します。

また、市ホームページに掲載するほか、次の施設にも配置しますのでご利用ください。

### ■選挙公報設置場所

市役所・市公民館・市図書館・ゆうゆう館・ふれあい館・きらら館・オアシスポップ館・市内郵便局・市内コンビニエンスストア（一部）・市内金融機関（一部）

## 期日前投票所までの送迎バス運行を廃止します

期日前投票所までの送迎バス運行は、4月9日(日)執行予定の栃木県議会議員選挙から廃止します。

期日前投票所にご来場の際は、タクシーによる無料送迎をご利用ください。

### タクシーによる無料送迎

期日前投票の期間中、投票所への自力での移動が困難な方を対象に、タクシーによる移動支援を実施します。

利用には事前登録が必要ですので、市選挙管理委員会までお問い合わせください。

### ■運賃 無料

### ■対象者

下野市の選挙人名簿に登録され、①～③の要件すべてに該当する方

- ①投票時に市内に居住している
- ②自宅から期日前投票所までの移動が困難で、交通手段または補助の移動手段（家族の送迎）がなく、自宅から期日前投票所までの直線距離が概ね1 km以上である
- ③なお、自宅から期日前投票所までの直線距離が

概ね1 km未満でも、次のア・イのいずれかに該当する場合は利用が可能です

- ア 要介護1～4のいずれかの認定を受けている
- イ 身体障害者手帳1～4級のいずれかに該当している

③次のA・Bいずれかに該当する方

- A 自ら送迎車両まで移動できる
- B 自ら送迎車両まで移動することは難しいが、介助者が同伴できる

### 【タクシー利用の流れ】

市選挙管理委員会に登録申請書を提出



市選挙管理委員会から  
投票所入場券とともにタクシー利用券を送付



利用者が期日前投票期間にタクシーを手配・利用

### ■県議選でタクシーを利用するための登録期限

3月17日(金)

※タクシー利用の登録は随時受け付けています。

## 石橋公民館移転に伴う投票所の変更（第9投票区）

石橋公民館の移転に伴い、4月9日(日)執行予定の栃木県議会議員選挙から、第9投票区の投票所が移転後の石橋公民館（石橋629-1）に変更になります。投票にお出かけの際は、お間違いのないようご注意ください。

**第9投票区の区域** 上町、寿町、栄町一丁目、栄町二丁目、石町、本町のうち住所が石橋の区域



## 開票

開票は4月9日(日)午後8時から石橋体育センター（大松山1-7-1）で行います。下野市選挙人名簿に登録されている方であれば参観は自由です。

また、開票速報は市ホームページなどでご覧いただけます。

